

令和7年度 第2回大津市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会 会議結果

- 開催日時 令和8年2月9日(月) 10:00 ~ 11:30
- 場 所 大津市役所 別館2階 321 会議室
- 参加者 委員: 5名(欠席4名)、事務局: 13名、傍聴者: 0名
- 議 題 (1) おおつ障害者プランの進捗状況について
 - 【資料1】 令和6年度実績
 - 【資料2】 令和7年度進捗状況
 - 【資料3】 見込量と実績
 - 【資料4】 障害福祉にかかる事業費の推移(2) 大津市公共施設バリアフリーチェックについて
 - 【資料5】 令和7年度大津市公共施設バリアフリーチェック

▼開会

▼議題

(1) おおつ障害者プランの進捗状況について【資料1~4】

●事務局

- ・事務局から説明

○委員

- ・乳幼児健診の10ヶ月児健診受診率について、令和6年度は未受診者対応等により受診率が向上しているが、どのような取り組みをして受診につなげたのか？
- ・こども発達相談センターの相談支援について、令和7年10月末時点の延べ件数は昨年同時期と比較して500件ほど増加しているが、例えば就学前からの相談や学齢期になってからの相談など、どのような相談が増えているのか？
- ・就学前の療育から学齢期への連携について、どのように対応していくのか？
- ・5歳児健診について、どのように対応していくのか？

●事務局

- ・乳幼児健診やこども発達相談センターにおける相談の具体的な内容については、所管課に確認の上、4月の分科会でお答えさせていただく。
- ・就学前相談からの引継ぎの児童もそうだが、学齢期に入って新規で相談される発達障害等の児童も増えている。
- ・大津市では公立3療育の相談支援事業所で就学前のプランは100%作成しているが、就学後は民間の相談支援事業所のマンパワー不足等もあり、必要とする方の全員に付けられていないという状況がある。
- ・3療育センターとこども発達相談センターの連携については、行政内のことでもあるので共有はきちんとできているはずだが、こども未来部にも確認して補強した分

析を4月にはお答えしたい。

- 5歳児健診については母子保健課の所管だが、来年度にモデル的に取組みを進めていく考えであると聞いている。
- 児童発達支援センターの中核機能については、公立3療育のリソースをコンサルティングやバックアップ、スーパーバイズ機能にどう集約していくかを議論しているところと聞いている。
- 就学後にフォローの必要性がわかってきた場合の対応については、今後の検討課題。

○委員

- 学齢期のニーズはかなりあると考えており、組織再編をされたがこども発達相談センターだけでは手一杯という状況の中、方針含めどうしていくのかの検討が必要という意味で質問させていただいた。

●事務局

- 公立の支援体制により就学前支援は充実しているが、就学後の支援のあり方は、公立の児童発達支援センターに加えて、民間の児童発達支援事業所をどう活用するかも議論している。
- 就学後の放課後等デイサービスの質の確保等のために、児童発達支援センターによる民間へのバックアップが必要であると考えている。

○委員

- 児童発達支援センターの中核機能を面的に整備していくということか？

●事務局

- 公立の児童発達支援センターは面的な意味合いがあるが、当面は児童発達支援センターは公立のみでと考えている。将来的には、センター機能も公立のリソースだけではまかないきれないので、民間事業所の活用も検討していく必要があると考えている。

○委員

- いろいろなところで整備が始まっており、早く進めてほしいと思う。

●事務局

- 今日の意見はこども未来部にも共有し、4月にはもう少し具体的なお話しができればと思う。

○委員

- 就労継続支援B型の事業所について、自分の担当学区でも増えていると感じている。人口などニーズがあつてのことなのかもしれないが、あまり偏在するのも良くないと思っている。状況はどうか？

●事務局

- 令和7年度は令和8年1月時点で11か所を指定している。
- どの場所で事業をするのが良いという話はしていないが、事業者もリサーチをしてニーズ調査はしていると思う。

○委員

- ・ニーズにあわせて事業所指定をしているわけではないということか？

●事務局

- ・ニーズにあわせているわけではなく、現在は制限する規定がないので、申請があれば審査を行い、要件が整っていれば指定している。

○委員

- ・障害福祉サービス費が増えている中で、不適切な事業所を指定していないか？

●事務局

- ・指定の申請があり、要件が整っていれば指定しているのが現状である。
- ・国の指針では就労系の事業所については3年ごとに運営指導を行うよう示されており、大津市でも行っている。特に新規の事業所については、指定後1年以内に運営指導を行っている。
- ・総量規制については、国の指針や他の自治体の動向も踏まえながら、来年度に行う次期プランの策定において協議していきたいと考えている。
- ・就労継続支援B型の支給決定において、軽度の精神障害での在宅支援の申請や、工賃を欲しいという方が増えているように感じる。
- ・就労継続支援B型は、昔の養護学校卒業後の知的障害者の活動の場としての受け皿の意味合いから変わってきており、精神障害では統合失調症等より気分障害系の診断書で利用する方が増えている。本人にとって適切なサービス利用となっているかを確認するために、相談支援専門員を付けた方が良いと思われるケースもあるが、セルフプランで市外へ通所する方もおられ、利用やニーズの把握が難しいという現状もある。
- ・放課後等デイサービスも、障害者手帳を所持していない特別支援学級の在籍証明や医師の診断書でサービス利用する方が増えている。

○委員

- ・旧優生保護法の問題について、どのような状況なのか？
- ・セルフプランの解消に向けて、大人ではセルフプランがふさわしい方もおられると考えられ、そのような判断も含めたガイドライン等の検討が必要ではないか？
- ・児童クラブにおいて受け入れた障害児が多くなっており、指導員と学校との連携や専門的なバックアップなど、組織的な対応が必要ではないか？

●事務局

- ・旧優生保護法については、障害者差別解消の部分で関連がある項目だが、県が受付窓口であるため、この報告には記載がされていない。ただ、障害福祉課で個別に相談を受け、県の窓口を案内するということはある。
- ・セルフプランについては、計画相談支援を必要とする方に付けられていないのは課題と認識している。解消に向けて現状や傾向の分析を進め、この場や自立支援協等でも共有していきたい。
- ・児童クラブについても、児童発達支援センターの中核機能でフォローしていくべきと考えており、実際にバックアップが欲しいという声も聞いている。

○委員

- ・旧優生保護法については、県の担当者も一人しかいない状況で、県全体の相談等を受ける体制になっていない。市からも県へ体制を整備するよう働きかけてほしい。

○委員

- ・成年後見制度利用支援事業について、内容を具体的に教えてほしい。

●事務局

- ・資力がない方に対して、利用している成年後見人や保佐人等に対する報酬を市が助成している。

○委員

- ・成年後見制度を利用する全員が対象なのか？

●事務局

- ・ご本人の預貯金などの要件がある。

(2) 大津市公共施設バリアフリーチェックについて【資料5】

●事務局

- ・事務局から説明

○委員

- ・市役所の本庁舎はチェックしないのか？

●事務局

- ・最近では、本館玄関の点字ブロック増設や手すり延伸を行っている。
- ・新庁舎整備に向けて、差別解消部会等から意見をいただきながら進めている。

(3) その他

●事務局

- ・次回の分科会は、令和8年4月24日の開催を予定している。

○委員

- ・ほかに意見や質問がないようなら、これにて第2回の会議は終了する。